

千葉県農林総合研究センターの研究活動における不正行為への対応等に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年10月1日付け19農会第706号 農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知、平成26年12月18日付け一部改正)に基づき、千葉県農林総合研究センター(以下「当センター」という。)における不正行為の事前防止等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 対象とする研究活動は、千葉県の予算及び競争的資金などの外部資金により当センターで行われる全ての研究活動とする。

2 この要綱において「研究者」とは、当センターに所属し調査研究業務に従事する職員をいう。

3 対象とする不正行為とは、故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等に対して為された、次の各号に掲げる行為(以下「不正行為」という)とする。

(1)捏造(ねつぞう)

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2)改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3)盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4)その他

前1号から3号以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

第2章 責任体制及び遵守事項

(研究倫理教育体制)

第3条 センター長は、研究活動及び研究資金等の運営・管理に関する最高管理責任者として、研究倫理教育の実施など研究活動における不正行為の事前防止体制と、疑惑が生じた際の対応のための体制を整備しなければならない。

2 最高管理責任者のセンター長を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として統括管理責任者を置き、事務次長をもって充てる。

3 当センターにおける研究倫理に関する教育及び啓発活動を統括し、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、技術次長をもって充てる。研究倫理教育責任者は当センターに所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

4 研究マネジメント室はセンター長の管理の下、研究倫理教育責任者を補佐し、定期的に研修会を開催するなど、研究者に必要な研究倫理教育の実務を行う。

5 研究者は、研究マネジメント室が実施する研究倫理に関する研修会に出席しなければならない。

(共同研究における研究者の役割分担・責任)

第4条 共同研究においては、研究目的、内容、業務、役割分担及び責任等を書面等にて明確にし、必要に応じて見直すと共に、各研究者はこれらを理解した上で研究活動を行わなければならない。

2 共同研究における研究代表者は、当該研究活動の全容を把握し、不正行為等が行われないよう適切に管理するとともに、研究成果の発表に際してその全体を確認する責を有する。

(遵守事項)

第5条 研究者は、健全な研究活動を保持し、研究活動の不正が起こらない環境を形成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)不正行為及びその他の不正とみなされる行為を行わないこと。

(2)不正行為及びその他の不正とみなされる行為に加担しないこと。

(3)不正行為及びその他の不正とみなされる他者の行為の抑止に努めること。

2 研究者は別に定める「千葉県農林総合研究センターにおける研究者等の行動規範」を遵守しなければならない。

3 研究活動の不正行為への対応に携わる者は、誠実かつ公正に職務を遂行し、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(研究資料の保存・開示)

第6条 研究者は自らが発表した研究成果の元となった実験・観察記録ノート、実験データその他研究資料等（以下、研究資料）を適切に管理し、保存しなければならない。また、研究者は当センターにおける職・立場を退いた場合も次項に定める期間、当センターその他においてこれらを適切に保存・管理し、追跡可能な状態に保たなければならない。

2 研究資料等の保存期間は原則として当該論文等の発表後から10年とする。ただし、資金配分機関が別に定める場合や、合理的な理由があるとセンター長が認める場合は、この限りでない。

3 研究資料は、不正行為の疑惑等が生じた場合又はその他必要な場合には、センター長が認める相手先に、認める範囲内で開示しなければならない。

第3章 告発の受付

(告発の受付)

第7条 当センターにおける研究活動上の不正行為に関する告発、通報及び申立（以下「告発」という）を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という）を当センター総務課に置き、この旨を当センターウェブサイトその他において周知する。

2 千葉県職員等の内部通報に関する要綱又は広聴制度等に基づく通報があった場合、第2条3項の規定による研究活動の不正行為に関すると認められるときは、県の通報窓口担当課との協議を経て、必要と認められる限りにおいて当該通報を本要綱における告発として取り扱うことができる。

3 告発を受けたときは、直ちにセンター長に報告しなければならない。

4 告発の受付及び調査・事実確認を担当する者（以下「担当者」という）は、自己又はその親族の係る事案など自己と利害関係のある事案に関与してはならない。この場合において、当該職員はセンター長にその旨を申し出なければならない。

(告発の取扱い)

第8条 告発は、受付窓口に対する書面、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談によるものとする。告発は、第2条第2項に規定する研究者のほか外部からも受け付ける。

2 原則として、告発は顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的で合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。

3 前項の規定にかかわらず、匿名による通報があった場合は、告発の内容に応じ、前項の規定を準用することができる。

4 当センターが調査を行うべき機関に該当しないときは、第11条の規定により調査機関に該当する研究・配分機関に当該告発を回付する。また、当センターのほか、調査を行うべき機関が想定される場合は、該当する研究・配分機関に当該告発について通知する。

5 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法によりなされた場合は、告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ）に、告発を受け付けたことを通知する。

6 告発の意思を明示しない相談については、当センターはその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。

7 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談については、当センターはその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に対し、警告等の不正行為抑止のために必要な措置を行うものとする。ただし、被告発者が当センターに所属しないときは、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することができる。

(告発者・被告発者の取扱い)

第9条 告発を受け付ける場合、個室での面談とし、電話・電子メールなどを窓口の担当職員以外が見聞できないようにするなど、告発内容や告発者（第8条第6項及び第7項に規定する相談者を含む。以下第8条において同じ）の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

2 受付窓口へ寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

3 調査事案が漏えいした場合、センター長は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

4 センター長は、悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや当センター等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、告発は、原則として顕名によるもののみを受け付けること、告発には不正とする科学的な合

理性のある理由を示すことが必要であること及び告発者に調査に協力を求める場合があること並びに調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表、懲戒処分又は刑事告発等があり得ることなどを内外にあらかじめ周知する。

- 5 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。告発の受け付けに当たっては、本項前段の規定及び第2項に規定する秘密保持に関して告発者に説明するものとする。
- 6 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止するなど、不利益な取扱いをしてはならない。

(告発の受付によらないものの取扱い)

第10条 第8条第6項の規定による告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、センター長の判断でその事案の調査を開始することができる。

- 2 学会等の科学コミュニティや報道により、当センターの研究者が不正行為に関与している疑いが指摘された場合は、第8条の規定を準用することができる。
- 3 当センターの研究者が不正行為に関与している疑いがインターネット上に掲載されている(不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。)ことを、当センターが確認した場合は、第8条の規定を準用することができる。

第4章 不正行為の告発に係る事案の調査

(調査を行うべき機関)

第11条 第2条第2項の規定による研究者に係る不正行為の告発があった場合は、原則として、当センターが告発された事案の調査を行う。

- 2 被告発者が当センター以外の研究機関にも所属する場合は、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関と協議の上、事案の内容等を考慮して決定する。
- 3 現に当センターに所属する被告発者が、当センター以外の機関で行った研究活動に係る告発があった場合には、当該研究機関と合同で、告発された事案の調査を行う。
- 4 被告発者が、当センターを離職している場合には、被告発者が現に所属する研究機関と合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が離職後、いずれの研究機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究活動を当センターで行っていた場合には、当センターが事案の調査を行う。
- 5 前4項の規定に基づき当センターが告発された事案の調査を行うこととなった場合には、被告発者が当センターに現に所属しているかにかかわらず、誠実に調査を行う。
- 6 被告発者が、調査開始のとき及び告発された事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であるなどの理由により、資金配分機関が調査を行うこととなった場合には、当センターは当該資金配分機関の調査に誠実に協力しなければならない。
- 7 当センターは、告発された事案に係る研究分野の関連機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は協力を求めることができる。

(予備調査)

第12条 センター長は、前条の規定により告発された事案の調査を当センターにおいて行うこととなった場合、次に掲げる事項について速やかに予備調査を行うものとする。

- (1) 告発された不正行為が行われた可能性
- (2) 告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性
- (3) 告発された事案に係る研究の公表から告発までの期間が、生データ等の研究資料など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び当センターが定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等
- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文及び掲載が却下された論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取り下げや掲載却下に至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。センター長は、必要と認められる場合には、被告発者に対し警告等の不正行為抑止のために必要な措置を行う。
- 3 センター長は、予備調査を行うに当たり、必要と認めるときは、研究倫理教育責任者を座長とし、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない職員のうちから、調査者を指名する。
- 4 予備調査の実施に当たっては、告発者が了承したときを除き、告発者が特定されないようその秘密の保持に十分に配慮しなければならない。
- 5 告発者及び被告発者等関係者は、予備調査に際して協力を求められた場合には協力しなければならない。

- 6 センター長は、告発を受理した日から30日以内に、調査結果の報告を受けるものとする。ただし、30日以内に調査結果を報告することができない合理的な理由がある場合には、その理由及び報告予定日について、あらかじめセンター長の承認を得るものとする。
- 7 センター長は、予備調査結果を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを決定するものとする。
- 8 本調査を行わないことを決定した場合、センター長はその旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、当センターは予備調査に係る資料等を保存し、必要に応じてその事案に係る資金配分機関等及び告発者の求めに応じ開示できるものとする。

(本調査の通知・報告)

- 第13条 本調査を行うことを必要と判断した場合、センター長は、告発者及び被告発者に対し、その旨を通知し、調査への協力を求める。被告発者が当センター以外の機関に所属している場合には、当該機関にも通知するものとする。
- 2 本調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮しなければならない。
 - 3 本調査は、本調査の実施の決定後「千葉県職員等の内部通報に関する要綱」または広聴制度等に基づき開始し、センター長は、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(県からの本調査の要請)

- 第14条 千葉県職員等の内部通報に関する要綱の規定にしたがい、千葉県等関係機関からの要請があれば、センター長は、協力するものとする。

(本調査の体制)

- 第15条 センター長は、本調査に当たっては、当該調査機関に属さない外部有識者を含む調査検討会を設置する。調査検討会は、次の各号に掲げる者により構成(以下、「構成員」という。)し、その半数以上を外部有識者とする。全ての構成員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- (1) 研究倫理教育責任者
 - (2) センター長が指名する職員若干名
 - (3) 告発された事案の専門分野に係るセンター外の研究者若干名
 - (4) その他、センター長が必要と認めたセンター外の有識者等若干名
- 2 センター長は、調査検討会を開催するときは、その構成員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、構成員に関する異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、センター長はその申立て内容を審査し、内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る構成員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
 - 3 当センター職員は、本調査に際して調査検討会から協力を求められた場合には協力しなければならない。
 - 4 調査検討会は、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関ではない。

(本調査の方法)

- 第16条 調査検討会は、本調査の実施の決定後30日以内に本調査を開始するものとする。
- 2 調査検討会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
 - 3 本調査は、次に掲げる事項について行う。この際、被告発者の弁明の聴取を行うものとする。
 - (1) 告発された事案に係る研究活動に関する論文や生データ(野帳、実験・観察ノートを含む)、関係する画像、標本、試料等の精査
 - (2) 関係者のヒアリング
 - (3) 再実験、再観察、再調査の要請
 - (4) その他、調査検討会が必要と認めた事項
 - 4 調査検討会が再実験、再観察、再調査等により再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれらを申し出てその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会を保障するものとする。
 - 5 前4項に規定する調査に関して、告発者及び被告発者等の関係者は誠実に協力しなければならない。また、当センター以外の機関においても調査や証拠の保全を行う必要がある場合、センター長は当該機関に協力を要請する。ただし、機器・施設の利用、経費負担等については、センター長の判断に基づき、合理的な範囲で調整するものとする。

(本調査の対象となる研究活動)

- 第17条 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、関連した被告発者の他の研究活動も含める

ことができる。

(証拠の保全措置)

第18条 センター長は本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置を行う。この場合、当センター以外でも同様の措置を必要とする場合には、当センターは当該機関に同様の措置を講ずるよう依頼するものとする。

2 センター長は、関係資料の隠蔽や廃棄が行われるおそれがあるなど、必要と認められる場合には、被告発者に対し必要最小限の範囲で、告発等に係る研究活動の停止、調査に関連する場所の一時閉鎖又は実験機器等の使用禁止措置等を行うことができる。

3 前2項の規定による措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動は制限されない。

(本調査の中間報告)

第19条 センター長は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁から求められた場合には、本調査の中間報告を行うものとする。

(本調査における研究又は技術上の情報の保護)

第20条 本調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(認定の手続き)

第21条 調査検討会は、本調査の開始後、150日以内に調査した内容を整理し、不正行為が行われたか否か、不正行為とみなした意見の場合はその内容、関与した者とその関与の度合い、研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割、その他必要な事項を認定する。ただし、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合には、その理由及び報告予定日について、あらかじめセンター長の承認を得るものとする。

2 調査検討会は、不正行為が行われず、告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。その場合、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

3 調査検討会は、本条第1項及び2項に定める認定が終了したときは、直ちにセンター長に報告しなければならない。

(不正行為の疑惑否認の立証責任)

第22条 被告発者は、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑について、否定しようとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、研究試料等の科学的根拠を示して説明しなければならない。

(不正行為か否かの判断)

第23条 調査検討会は、前条により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言及び被告発者の自認等の諸証拠を総合的に勘案して、不正行為か否かの判断を行う。証拠の証明力は、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的に不正行為事実及び故意性、研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務の著しい欠如等を判断するものとし、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為だと判断することはできないものとする。

2 次の各号に掲げる場合には、不正行為が為されたと判断される。

(1) 不正行為に関する証拠が提出された場合には、それらの証拠及びその他の証拠、被告発者の説明によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができない場合

(2) 被告発者が生データや実験・観察ノート、画像、実験試料・試薬、標本等の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合

3 次の各号に掲げる場合には、不正行為と判断されない。

(1) 被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、災害等その責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができない場合等正当な理由があると認められる場合

(2) 生データ等の研究資料の不存在が、第6条第2項の規定による保存期間、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超える場合

4 第22条の規定による立証責任の程度及び第2項の規定による本来存在するべき基本的要素については、研究分野の特性に応じたものとする。

(本調査の結果の通知及び報告)

第24条 センター長は、速やかに調査結果(認定を含む。)を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。

- 2 センター長は前項の通知に加えて、調査結果を、千葉県農林水産部担い手支援課を通して関係各課、当該事業に係る資金配分機関、並びに関係省庁に報告するものとする。
- 3 センター長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において告発者が当センター以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に通知するものとする。

(不服申立て)

- 第25条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に調査検討会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者(被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ての審査は、調査検討会が行う。センター長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、構成員の交代若しくは追加、又は調査検討会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査検討会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 前項に定める新たな構成員は、第15条第1項に準じて指名するとともに、第2項に準じた手続を行う。
 - 5 調査検討会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、センター長に報告する。報告を受けたセンター長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査検討会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
 - 6 調査検討会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、センター長に報告する。報告を受けたセンター長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 7 センター長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、千葉県農林水産部担い手支援課を通して関係各課、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第26条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査検討会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査検討会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査検討会は、直ちにセンター長に報告する。報告を受けたセンター長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 調査検討会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちにセンター長に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付してセンター長に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 4 センター長は、本条第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者が当センター以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、千葉県農林水産部担い手支援課を通して関係各課、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(本調査の結果の公表)

- 第27条 センター長は、千葉県農林水産部担い手支援課を通して関係各課との協議の上、研究者に係る不正行為が行われたと認定された場合は、社会的説明責任の観点から、必要な範囲で当該不正行為の内容及び関与の程度を公表するものとする。
- 2 前項において公表する内容は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為が行われたと報告されたときは、第2号及び第3号を公表しないことができる。また、公表の必要性、影響、個人情報保護の観点を総合的に勘案し、センター長が合理的な理由があると認める場合には、一部の事項を公表しないことができる。

(1)経緯

(2)論文名、雑誌名、巻号

(3)不正行為に関与したと判断された者並びに当該論文に責任を負うと判断された者の氏名及び所属名

(4)不正行為の種別

(5)不正行為の具体的な内容

(6)調査体制と調査期間、調査対象、調査方法・手順及び調査検討会の構成等

(7)調査を踏まえた、判断理由と結論

(8)当センターがこれまで行った措置の内容

(9)その他

- 3 センター長は、不正行為が行われていないと判断した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事実が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表できる。この場合公表する内容には、不正行為は行われなかったこと(論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことも含む。)、被告発者の氏名・所属名のほか前項第1号、第2号、第6号、第7号、第9号を含むものとする。この場合センター長は、被告発者の名誉回復に必要な措置を講ずる。
- 4 センター長は、悪意に基づく告発であったと判断した場合は千葉県農林水産部担い手支援課を通して関係各課へ報告する。

第5章 告発者及び被告発者に対する措置

(調査中における一時的措置)

- 第28条 センター長は、本調査を行うことを決定したときから、調査検討会からの調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究活動に係る研究費の使用を停止させることができる。
- 2 センター長は、資金配分機関が被告発者に対し、当該事案に係る研究費の使用停止を命じた場合には、当該研究費の使用を停止させる。
 - 3 センター長は、不正行為が行われなかったと判断した場合には、前2項による使用停止を直ちに解除するものとする。
 - 4 センター長は、不正行為が行われなかったと判断した場合には、第17条による証拠保全措置を解除するものとする。

(研究費の使用中止、返還等)

- 第29条 センター長は、不正行為への関与があると判断した者、及び関与したとまではみなせないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者だと判断した者(以下「被認定者」という。)に対し、当該研究費の使用中止を命ずるものとする。
- 2 センター長は不正行為の悪質性に基づき、被認定者の研究費の一部又は全額の返還について検討し、返還すべき額を算定し、被認定者に対し関係法令に基づき必要な措置をとることができる。この金額には、調査等の事案の処理に要した経費を加算することができる。ただし、当該事案に係る研究が外部の資金配分機関等により行われていた場合には、原則として、当該機関の決定によるものとする。
 - 3 センター長は、当センターが認定された不正行為に係る資金を資金配分機関に返還した場合、その返還額について、被認定者に対し、関係法令に基づき必要な措置をとることができる。

(論文等の取り下げの勧告)

- 第30条 センター長は、不正行為があったと判断した論文等の取り下げを勧告するものとする。

(被認定者の処分)

- 第31条 被認定者及び悪意に基づく告発と認定された告発者は、関係法令の処分の対象となる。
- 2 センター長は、悪意に基づく告発だと判断された告発者のうち、特に悪質な者に対しては、千葉県農林水産部担い手支援課を通して関係各課と協議の上、必要な措置を講ずることができる。
 - 3 センター長は、前項の措置を講じたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

- 第32条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、センター長は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとるものとする。
- 2 センター長は、関係する研究倫理教育責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
 - 3 センター長は、第1項及び第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

第6章 その他

(その他)

- 第33条 この要綱で定めるもののほか、当センターにおける研究活動における不正行為への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年8月5日より施行する。